

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	上和田 (上和田第一・第二・第三、両組、川北上・下、海上小倉、立石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・リタイアする農業者の農地については、集落内外を問わず新規参入者も含めて意欲ある担い手へ承継していく、耕作放棄地を生み出さないよう考えていく。
 ・農業従事者が年々高齢化する中、農地の出し手との調整や高付加価値化農業など幅広い営農を展開していかなければいけない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻に果樹、野菜、酪農と複合化が従来から取り組まれており、今後もこの営農形態は継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	390.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	356.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化等、基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②米は減農薬栽培と循環型農業に取り組むことで付加価値を高める。販売方法は直接販売とする。
- ⑦担い手を中心に兼業農家とも連携しながら農地の管理保全を進めて行く。
- ⑩ぶどうジュース等(6次産業化)をロコミでの直接販売に取り組んでいる。この取組を今後も継続させ、少しずつ前進させたい。